

(平成21年10月15日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認長野地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 3件

厚生年金関係 3件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 7件

国民年金関係 2件

厚生年金関係 5件

長野厚生年金 事案 401

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録を53万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年2月1日から4年4月1日まで

A社で勤務した、平成元年9月から4年3月末までの厚生年金保険被保険者期間のうち、最後の1年2か月の期間について、報酬が極端に減額されたように記録されているが、当時、自分は専務取締役の職にあったが、そういう事実は無かったと記憶している。

実際に受け取っていた報酬に見合った標準報酬月額に記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の厚生年金保険被保険者記録においては、申立人の申立期間の標準報酬月額を、当初、申立人が主張する53万円（健康保険の標準報酬月額は62万円）と記録していたところ、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日（平成4年4月1日）の後の同年8月6日付けで同年3月1日に遡及して9万8,000円に引き下げ、さらに、5年3月2日付けで、3年2月1日に遡及して9万8,000円に引き下げている。

また、当該事業所の代表者及び役員については、申立人と同様に平成4年8月6日付け及び5年3月2日付けの2度に渡り標準報酬月額を遡及して引き下げているほか、複数の元従業員については、当該事業所の全喪日（6年4月30日）の後の6年5月18日付けで、4年5月1日に遡及して標準報酬月額を引き下げている。

しかしながら、当該事実について、当該事業所の代表者は連絡がつかないため確認できず、当該複数の元従業員からも、申立期間当時、申立人の報酬月額がその標準報酬月額（9万8,000円）に対応した額に減額されたことを

うかがわせせる供述は得られなかったところ、当該元従業員は、「当該事業所には税金、社会保険料等の滞納があった。」旨を証言している。

さらに、商業登記簿によると、申立人は、申立期間当時、当該事業所の取締役であったことが確認できるが、複数の元従業員は、「申立人は、取締役であったが、経理や社会保険事務については関与しておらず、会社の経営方針のことで事業主と対立して退職した後は同社と全く関係なくなった。」旨を証言していることから、申立人は、当該標準報酬月額^{そきゅう}の遡及訂正処理について関与していなかったと認められる。

これらを総合的に判断すると、平成4年8月6日付け及び5年3月2日付けで行われた標準報酬月額^{そきゅう}の遡及訂正処理は事実に即したものとは考え難く、かかる処理を行う合理的理由は無いことから、申立期間の標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められない。

したがって、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た53万円に訂正することが必要と認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和49年10月1日から50年8月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を50年8月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を6万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年10月1日から52年12月26日まで

昭和48年3月24日から53年10月29日までの期間、A社（現在は、B社）に継続して在籍し、申立期間についてはCにあったD社に在籍出向していたのだが、社会保険事務所の厚生年金保険の記録では、当該期間が空白となっている。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者記録を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が作成した人事記録及び雇用保険の記録並びに複数の元同僚の証言により、申立人が申立期間当時、同社に継続して勤務（昭和49年10月1日に同社からCのD社に在籍出向）していたことが認められる。

また、申立期間当時の社会保険事務担当者は、「申立期間当時、長期海外出向者については、旧健康保険法第62条第1項第1号該当者（健康保険は離脱、厚生年金保険は継続）として社会保険事務所に届出を行っていたが、その後、社会保険事務所から指揮監督権及び本給の支払義務が海外の出向先に移る場合は、いったん厚生年金保険の資格を喪失させ、帰国した時に健康保険の資格とともに再取得させるよう指導を受けた。」と証言しているところ、社会保険事務所が保管する健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立人は、出向時の昭和49年10月1日から旧健康保険法第62条第1項第

1号の該当者として記録されているものの、A社が50年9月22日付けで49年10月1日までさかのぼって厚生年金保険の被保険者資格を喪失させる届出を行ったものと推認できる。

さらに、申立期間当時、A社における厚生年金保険料は、翌月の給与から控除する方法が採られ、かつ給料日が毎月25日であることが認められることから、申立人に係る厚生年金保険の資格喪失処理をさかのぼって行った昭和50年9月22日前に当たる同年8月25日支払いの給与までは、厚生年金保険料が控除されていたものと考えられる。

これらを総合的に判断すると、申立人が申立期間のうち、昭和49年10月1日から50年8月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録により、6万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主（A社の後継会社であるB社）は、保険料の納付に関する資料は既に廃棄済みであることから、保険料を納付していたか不明としており、このほか、確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立どおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間のうち、昭和50年8月1日から52年12月26日までの期間については、社会保険事務所が保管する健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、事業主（A社の後継会社であるB社）が、50年9月22日付けで49年10月1日までさかのぼって申立人に係る厚生年金保険の被保険者資格を喪失させる届出を行ったものと推認できる上、事業主は、当時の関係資料（賃金台帳、源泉徴収簿等）を既に廃棄しており、このほか厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことは、認めることができない。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を53万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年1月1日から5年7月1日まで
平成5年11月17日に全喪した後の6年1月11日付けで、4年1月1日にさかのぼって標準報酬月額が53万円から11万円に訂正されている。当時の給料明細書を所持しているため、申立期間に係る標準報酬月額を訂正前の記録に戻してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録によると、申立期間に係る申立人の標準報酬月額は、当初53万円と記録されているところ、A社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった日（平成5年11月17日）の後の6年1月11日付けで、4年1月1日にさかのぼって11万円に訂正されていることが確認できる。

また、申立人が所持する給与明細書により、申立人は、申立期間において53万円の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

さらに、申立期間当時、申立人は、当該事業所においてB支社の支社長の立場であったものの、商業登記簿の記録により、役員ではなかったことが確認できる上、複数の元同僚が、「申立人は、B支社の支社長ではあったが、経理や社会保険事務については、C本社で取り扱っていたので、標準報酬月額の記録をさかのぼって訂正されたことについては何も知らなかったはずである。」と証言していることから、申立人は、申立期間に係る標準報酬月額の記録をさかのぼって訂正された事実を承知していなかったものと認められる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、かかる処理を行う合理的な理由は見当たらず、申立期間において標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、当該引下げ訂正前の53万円に訂正することが必要と認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 45 年 2 月から 48 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 2 月から 48 年 3 月まで
申立期間の国民年金保険料については、父親が納めてくれていたはずであるにもかかわらず、未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号の前後の任意加入者の加入時期から、申立人は昭和 49 年 5 月ごろに国民年金の加入手続を行ったことが推認できるとともに、申立人が所持する国民年金手帳により、申立人が 20 歳になった 45 年 2 月にさかのぼって国民年金の被保険者資格を取得していることが確認できるところ、49 年 5 月の時点において、申立期間のうち、45 年 2 月から 47 年 3 月までの国民年金保険料については、時効により過年度納付することができない上、それ以前に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立人は、申立期間に係る国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付について、その父親が行ったと主張しているが、その父親は既に他界している上、申立人は、その父親から当該加入手続及び申立期間の保険料納付について話を聞いたことはないとしているとともに、申立人は当該加入手続及び申立期間の保険料納付に直接関与していなかったことから、加入及び納付状況が不明である。

さらに、申立人が申立期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（日記、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年12月から53年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年12月から53年3月まで

昭和50年か51年ごろ、市役所で国民年金の加入手続を行った際、市職員から、「一時金で全部払えますよ。20歳から掛けたことになりますよ。」と言われ、しばらく（半年以内ぐらい）してから、30万円から35万円ぐらいの国民年金保険料を一括で納めた記憶があるにもかかわらず、申立期間が未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和50年か51年ごろに国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の任意加入者の加入時期から、申立人は55年6月ごろに国民年金の加入手続を行ったことが推認できるとともに、申立人が所持する年金手帳により、申立人が20歳になった44年12月にさかのぼって国民年金の被保険者資格を取得していることが確認でき、それ以前に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立人は、昭和50年か51年ごろに国民年金の加入手続を行った後、しばらく（半年以内ぐらい）してから、30万円から35万円ぐらいの国民年金保険料を一括で納付したと主張していることから、第2回の特例納付により納付したと主張しているものと考えられるが、この場合に必要な金額と申立人の記憶する金額（30万円から35万円ぐらい）とは大幅に異なっている。

さらに、申立人が国民年金の加入手続を行ったと推測される昭和55年6月は、第3回特例納付の実施期間の最終月であるものの、申立人は、「加入手続後、しばらく（半年以内ぐらい）してから一括納付した。」と記憶していることから、第3回の特例納付により納付したことも考え難い。

加えて、申立人は、国民年金の加入手続を行った時期や、申立期間の国民年金保険料を納付した時期、納付金額等の記憶が曖昧である上、申立人が申立期間について保険料を納付していたことを示す関連資料（日記、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立人は、申立期間②について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 6 年 7 月 30 日から同年 11 月 1 日まで
② 平成 6 年 11 月 1 日から 8 年 5 月 31 日まで

平成 20 年になって厚生年金保険被保険者記録の照会をしたところ、A社に勤務していた期間が4月欠落していることがわかった。途中で会社を辞めたことは無く、継続して勤務していたので当該期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

また欠落期間の後で標準報酬月額が大幅に引き下げられているが、昭和 60 年 6 月以降は標準報酬月額の最高額を超える給与が退社まで支給されていたので、社会保険庁の記録に残っている標準報酬月額となっていることには納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、当時のA社の事業主及び複数の同僚の証言から、申立人が申立期間①において、当該事業所に勤務していたことは推認できる。

しかし、社会保険庁の記録によると、申立人は、申立期間①のうち、平成 6 年 7 月 30 日から同年 10 月 12 日までの期間について、健康保険の任意継続被保険者であることが確認できることから、当該期間において厚生年金保険の被保険者であったとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

- 2 申立期間②について、申立人が所持していた未納市税内訳書に記載されている市県民税の税額から、申立人が申立期間②において、社会保険庁に記録された標準報酬月額を超える額の報酬を受けていたことは推認できる。

しかし、未納市税内訳書について、B市財政部では、既に収入及び所得額に関わる資料を廃棄してしまっており、社会保険料控除額を確認することができないことから、申立人のA社における社会保険庁の標準報酬月額の記録が、申立人の主張している標準報酬月額と相違していることをうかがわせる事実は確認できない。

また、社会保険庁の記録では、申立期間②の標準報酬月額について、^{そきゅう}遡及して訂正された記録も確認できないことから、社会保険事務所の事務処理に不自然な点はみられない。

さらに、当時の経理事務担当者は、「手取額を少しでも多くしたいとの申立人の意向により、申立人に説明した上で厚生年金保険料の控除額を減らした。」と証言している。

このほか、申立期間②において、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間②においてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 49 年 8 月 31 日から 51 年 11 月 1 日まで
② 昭和 52 年 6 月 30 日から 53 年 9 月 1 日まで

申立期間①については、A 県から B 県 C 市に來た時に、D 社の社長に電話をして、同社への入社が決まった。同社には昭和 49 年 8 月末から 52 年 6 月末まで勤務したのに、申立期間①が厚生年金保険の被保険者期間となっていない。申立期間①について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

申立期間②については、D 社が倒産し、同社の社長とともに E 社に勤務することになった。D 社倒産後、すぐに、E 社に勤務したのに、申立期間②が厚生年金保険の被保険者期間となっていない。申立期間②について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、元同僚の証言により、申立人が申立期間①の一部の期間に D 社に勤務していたことは推認できるものの、当該元同僚を含む複数の元同僚からは当該事業所における具体的な在職期間についての証言を得ることができなかつた上、申立人の記憶も曖昧であることから、申立人の在職期間及び勤務実態については不明である。

また、当該事業所は昭和 52 年 6 月 30 日に全喪しており、申立期間①当時の関係資料（人事記録、賃金台帳、源泉徴収簿等）は廃棄されている上、元事業主は既に他界していることから、証言を得ることができない。

さらに、社会保険事務所の保管する当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票では、申立人が当該事業所において勤務を始めた日と主張する昭和 49 年 8 月 31 日の前後（49 年 7 月 11 日から 51 年 11 月 1 日）に被保険者

資格を取得した者の健康保険の整理番号は連番で欠番は無く、申立人の氏名は記載されておらず、このほか、申立期間①について申立人が事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

申立期間②については、複数の元同僚より、「申立人は、D社の倒産に伴い、D社の事業主とともにE社に入社した。」との証言はあるものの、申立人の具体的な在職期間についての証言を得ることができない上、E社は、平成10年3月31日に全喪しており、申立期間②当時の関係資料（人事記録、賃金台帳、源泉徴収簿等）は既に廃棄されていることから、申立人の在職期間及び勤務実態は不明である。

また、社会保険事務所の記録によると、申立人とともにE社に入社したとされるD社の元事業主の、E社における厚生年金保険被保険者資格取得日は昭和54年3月1日となっている上、当該元事業主は、申立期間②を含む52年7月1日から54年3月1日までの期間について国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していることが確認できる。

さらに、社会保険事務所の保管するE社における健康保険厚生年金保険被保険者原票では、申立人が当該事業所において勤務を始めた日と主張する昭和52年6月30日の前後（51年10月1日から53年7月1日）に被保険者資格を取得した者の健康保険の整理番号は連番で欠番は無く、申立人の氏名は記載されておらず、このほか、申立期間②について申立人が事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主より給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和23年4月1日から24年4月30日まで
昭和22年4月から24年4月までの間、A農業会の農業技手として勤務したが、厚生年金保険の記録は22年4月1日資格取得、23年4月1日資格喪失となっていて、後半1年間の記録が漏れている。この時期は、ずっと同じ建屋内で勤務していたので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、複数の同僚の証言及び申立人の署名のある引継関係書類から、申立人は、昭和23年4月1日にA農業会における厚生年金保険被保険者資格を喪失した後、引き続きB農業会（後にB農業協同組合に改組）において技手として勤務していたことが推認できる。

しかし、社会保険事務所の記録によると、B農業会は厚生年金保険の適用事業所ではなく、当該農業会は、昭和22年11月19日に公布された農業協同組合法の制定に伴う農業団体の整理等に関する法律（昭和22年法律第22号）により、B農業協同組合に改組し、23年4月20日から事業を開始しているところ、当該農業協同組合が、厚生年金保険の適用事業所となったのは、申立期間後の25年8月1日である上、申立期間における同僚についても、同日付けで厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる。

また、A農業会の厚生年金保険に関する被保険者資格の得喪及び厚生年金保険料の納付に関する資料は、A県農政部、A農業協同組合中央会及びB農業協同組合（現在のC農業協同組合B支所）においても保管されていないことから、当時の厚生年金保険の取り扱いの状況を確認することはできない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認

できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

長野厚生年金 事案 407

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 30 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 7 月から 60 年 6 月まで

私は、A社と実際に雇用関係があり、厚生年金保険料が控除されていたはずなので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

元同僚の証言により、申立人が申立期間当時、営業職としてA社に勤務していたことは推認できるものの、勤務期間を特定するまでの具体的な証言が得られない。

また、複数の元社員は、「営業職で会場販売員をしていた時は、歩合制であり、厚生年金保険料については控除されていなかった。」と証言している上、A社においても、「厚生年金保険に関して歩合給制の営業職については、一律にすべて被保険者資格を取得させていなかった。」と証言している。

さらに、社会保険事務所の保管する当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立期間及びその前後において、厚生年金保険の被保険者資格を取得した者の健康保険の整理番号は連番で欠番は無く、申立人の氏名は無い。

加えて、当該事業所では、当時の関係資料（人事記録、賃金台帳、源泉徴収簿等）は現存しないと説明している上、このほか、申立期間について事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 6 月 5 日から同年 9 月 24 日まで
昭和 32 年 4 月から 36 年 9 月までの期間、A社に勤務していたが、32 年 4 月から 36 年 5 月までの期間に係る厚生年金保険の記録はあるにもかかわらず、申立期間に係る記録が無い。
当該期間においても給与から厚生年金保険料が控除されていたはずなので、被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の元同僚の証言により、申立人がA社に勤務していたことは推認できるものの、勤務期間を特定するまでの具体的な証言が得られない。

また、申立人がA社を退職後に勤務していたB社から提出された従業員カードでは、申立人のA社における入社月が昭和 32 年 4 月、退社月が 36 年 6 月となっており、その入社月及び退社月は厚生年金保険の資格取得日及び喪失日とおおむね一致している。

さらに、A社は、当時の関係資料（人事記録、賃金台帳、源泉徴収簿等）を保管していない上、このほか、申立期間について、申立人が事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。